

## 物品貸付契約書

局の所有に係る物件の貸付けについて新潟市水道事業管理者(以下「甲」という。)と借受人 (以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 貸付物件及び数量

第2条 貸付期間

年 月 日から

年 月 日まで

第3条 甲は、乙に物件を無償(有償)で貸し付けるものとする。

(有償の場合はその料金及びその納入方法)

第4条 乙は、借り受けた物件を の目的以外に使用してはならない。

第5条 乙は、借り受けた物件を常に良好な状態におくよう善良な注意をもって管理しなければならない。

第6条 乙は、借り受けた物件の台帳を備え、配置した場所ごとの明細を記録しておくものとする。

第7条 乙は、契約締結後借受物件の維持及び管理に要するいっさいの経費を負担するものとする。

第8条 甲は、必要に応じて乙に対し物件の台帳の提出を求め、又は物件の点検をすることができる。

第9条 この契約の締結期間中において契約を変更し、又は解除しようとする場合は、甲乙両者協議のうえ行うものとする。

第10条 この契約について疑義が生じた場合は、甲乙両者協議のうえ決定するものとする。

第11条 前条の協議が整わなかった場合は、甲が決定するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 新潟市水道局

代表者 新潟市水道事業管理者

水道局長

㊟

借受人 乙 住所

法人名又は商号

代表者名又は氏名

㊟